

# 2025年度 政府予算要求交渉 要望書

外務省・防衛省

文部科学省

厚生労働省（社会保障・子育て支援分野）

厚生労働省（雇用・労働分野）

国土交通省

2024年11月27日

日本共産党神奈川県委員会

各省庁へ当日回答を求める項目は下線で表示してあります。

外務大臣 岩屋 毅 殿  
防衛大臣 中谷 元 殿  
内閣官房長官 林 芳正 殿

## 2025 年度政府予算に関する要望書

2024 年 11 月 27 日  
日本共産党神奈川県委員会  
委員長 藤原 正明

石破内閣は、昨年の岸田政権が閣議決定した国家安全保障戦略など新たな安保関連 3 文書にもとづく敵基地攻撃能力保有、防衛費倍増などの方針を継承するとしていますが、これは、神奈川県内の住民に「戦争に巻き込まれるのでは」という大きな不安を与え、さらに県民負担を増大させています。

2025 年度政府予算に対し、以下のとおり要望いたします。

### 〔1〕自衛隊全般について

#### 【自衛隊基地強靱化計画について】

昨年、県内自衛隊の強靱化計画が発表され、厚木基地の滑走路補修や横須賀の自衛隊病院改修、津波対策などが明らかになった。その後の計画は立てられたのか。地域住民への説明や周辺地域の強靱化計画は検討しているのか説明を求める。

横須賀の病院改修強靱化は、先の日米合同演習キーン・ソードが想定する死傷者増大を想定するものなのか。南西諸島または神奈川県内など、どこで死傷者が出ることを想定しているのか。

#### 【自衛隊・防衛大学校内の人権】

横浜裁判所から原告への大学校内でのいじめを容認する判決が下され、原告らは「不当判決」として高裁に控訴を申し立てている。全国で問題となっている自衛隊や防衛大学校内でのいじめ、パワハラ、セクハラなどに起因する隊員や防大生の自殺が起きている。これを一掃することは、民主主義国家として見過ごすことのできない問題である。ただちに再発防止につとめ、こうした自衛隊や防衛大学校内の人権侵害根絶のために、第三者委員会による定期的な検証を行うこと。

#### 【自治体への名簿提供要請】

23 年度の報告によれば自衛隊員の不足は計画の 50%に及んでいないと報じられている。隊員不足を解消するのであれば、本来の専守防衛に徹し、危険な米国と一体となった敵基地攻撃や海外派兵の計画を中止し、隊内でのいじめの撲滅などを率先して行うべきである。隊員確保のために住民基本台帳の一部の写しを提供する要請を自治体に対して行っている。安倍内閣の要請により強制されたこの要請には法令上の根拠はなく、名簿提出の要請を行わないよう見直すこと。

## 【重要土地利用規制法】

最後まで発表が遅れた神奈川での土地利用規制法に基づく 12 か所の区域指定が、今年 4 月 12 日に告示がされ県民の不安を煽っている。

横須賀は特別注視地域とされ真っ先に敵国の攻撃対象になるのではとの不安が増している。また同じく特別注視区域に指定されたキャンプ座間は、基地周辺だけでなくそのまわりの通信施設や給水施設をふくめた地域も含まれ市の大部分が指定区域となり、不安と混乱が広がっている。さらに横浜市庁舎や県庁の目の前にあるノースドックの区域指定は、港湾・都市機能にも影響を及ぼしかねないと県民全体の不安となっている。なぜこのような地域が特定されたのか、地域住民には何も周知も説明もされていない。政府・防衛省による解釈によって決められ、土地売買などの規制・監視活動を行うなど基本的人権を侵害する法律をただちに廃止すべきである。

## 〔2〕 在日米軍関連について

### ■ 県内米軍基地の強化についての要望

#### 【ノースドックでの揚陸部隊配備などについて】

23 年の県内学者・弁護士らのよびかけによる 6 万人余の署名につづき、反対連絡会が根強い反対運動を行っている。部隊の配備、艦船の入れ替えにともない、大規模改修工事も開始されている。その全容を明らかにするとともに、兵員だけでなくミサイルや弾薬、化学兵器などの危険物が搬送される危険はないのか。危険物の輸送に当たっては、自治体に告知するなどの措置をとること。

横浜市は平和港湾都市宣言をした自治体である。こうした戦争出撃部隊を配備するのは許されない、あらためて直ちに撤回を求める。

#### 【横須賀への原子力空母配備などについて】

空母ジョージ・ワシントンが交代配備されたが、ミッドウェーから 51 年、原子力空母配備からも 16 年と、おおむね 3 年とされていた「母港」が「永久化」されようとしている。米空母をはじめ第七艦隊の母港とされていることは、51 年間艦載機の騒音・墜落、乗務員の犯罪事件、有害物質被害など、県民の様々な被害・苦痛の元凶となっている。

- (1) 配備の撤回を米国につよく要求すること。
- (2) 配備中における乗組員らの米兵犯罪が起らないように乗組員らへの教育の徹底をはかること。
- (3) 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」は、応急対応範囲の設定など、国内の原子力発電所の最新の知見を参考にしたとは言えないあまりにも不十分なものである。放射能汚染や原子力災害から周辺住民の命と健康をまもるために災害指針を最低でも国内の原発対策なみに抜本的にみなおすこと。
- (4) 横須賀に入港中の原子力艦船の外部電源が、巨大地震により喪失することを想定する必要がある。横須賀には独自の「ガス発電所」が備わっているが、この発電施設の立地は横須賀市が想定している津波 3.5m で水没する場所にある。自衛隊は津波対策を予算化したと聞いているが、米軍の原子力事故をはじめとした巨大災害対策はどうなっているのか。国主導で防災対策をとること。

## 【オスプレイなどの厚木飛行場での飛来・訓練について】

### (1) オスプレイの市内住宅地上空の飛行について

2021年からの米海軍及び海兵隊のMV-22 オスプレイの定期整備を厚木「日本飛行機」(株)が請け負って以来、オスプレイの飛来回数が増えている。

繰り返し警告をしてきたにもかかわらず「米国で安全を確認された」として、飛行の安全を誇示してきた。しかし、オスプレイは、昨年の防衛省交渉の9日後の11月29日に屋久島沖で8人全員が死亡するという痛ましい事故を再発した。このCV機は横浜NDから陸揚げされ横田に所属して訓練に当たっていた。

米軍は運用を一時中止したが、原因は「特定の部品の不具合」として3月から日本でも飛行を再開した。

飛行を再開するにあたり飛行時間を制限するとしているが、本当に守られているのか。欠陥機であることが明白なオスプレイの飛行は、検証するすべもない県民にとって、危険極まりない。厚木基地周辺での入出・テストなど飛行のルートなどを公表することは当然のことである。自治体にその都度明らかにすること。

- ① オスプレイの飛行および整備拠点を全面的に中止すること。
- ② 横須賀の空母ジョージ・ワシントンに搭載されるCMV22 オスプレイは戦闘機同様に厚木基地には飛来させないこと。
- ③ 訓練飛行の通告制度を復活し、市街地での訓練を行わないこと。
- ④ 重大事故が相次いで発生しているオスプレイは全て運用中止すること。
- ⑤ 山間地で行うとしている低空飛行もただちに中止し、国内で行わないこと。
- ⑥ 米軍の飛行訓練は、飛行ルート、場所など県民の安全を考えるなら直ちに公表すべきである。米軍が発表しないのなら、国の責任でルート追跡・感知の仕組みをつくること。
- ⑦ オスプレイの市内住宅地上空の飛行について事態の把握方法や、回避対策について明らかにすること。

### (2) 厚木基地所属など県内基地でのヘリコプター飛行中止について

8月、海老名市、10月茅ヶ崎市で米軍ヘリの不時着事故が相次いだ。原因は警告が発せられたための「予防措置」とされ、機体に異常は見つからなかったとしているが、なぜ「予防措置」の警告が発せられたのか、原因は発表されていない。

相模川流域やノースドック周辺でもヘリの飛行が頻繁に見られるようになっている。

- ① 二つの事故の真の原因は何だったのか、機械の警告装置の異常なのか、人為的ミスなのか、それとも本体に異常があったのか、明らかにすること。
- ② 茅ヶ崎に不時着した米軍機は、攻撃ヘリの演習中に起こった事故と言うが、海洋攻撃飛行隊は、爆弾の他、誘導ミサイルや戦術核も扱うことができるという危険な部隊だと認識する。相模湾での演習の内容を公表すること。
- ③ 空母ジョージ・ワシントンに配備されるヘリ部隊も、厚木基地を使用させないこと。
- ④ 基地周辺での旋回演習は、騒音被害が激しい厚木をはじめ各地で中止すること。

### 〔3〕米軍基地の存在による事件・事故について

日米軍事一体化のもとで、県内に米兵が多く居住、来県する事で、あつてはならない被害が増えている。

#### 【逗子海岸連続傷害事件について】

2022年7月に発生した横須賀米兵による逗子海岸近くの路上での日本人5人への連続傷害事件は2024年9月に横須賀の裁判所から「有罪判決」が下され、10月に確定。直ちに米海軍が、逗子市の要請書に基づき被害者への謝罪、損害賠償に向けての迅速な対応をとるように日本政府も働きかけること。

#### 【米兵による女性暴行事件・犯罪について】

昨年12月に発生した沖縄での女性暴行事件の隠蔽は波紋を広げ、沖縄では再び県民大会が開催されようとしている。神奈川県警でも今年、不同意わいせつ容疑で米軍属を逮捕したが公表しておらず、米軍人による強制性交致傷容疑（22年）の書類送検も同様であったことが沖縄のマスコミでとり上げられた。外務省は「自分たちが全ての米軍犯罪を把握しているわけではない。県警と警察庁が外務省に伝えないこともある」と回答し、その後、政府は、「プライバシー」を理由に、米軍犯罪があつた場合も自治体に通報しないとしていることが、マスコミの追及により判明した。

このような米兵犯罪は、女性の人権を著しく傷つけるもので、絶対野放しにできない問題である。

ここ数年増加傾向にあり、隠蔽すればさらに拡大することが懸念される。神奈川は沖縄に次いで二番目に米兵犯罪が多く、それだけに対策は喫緊の課題である。

- ① 政府は被害者の保護と完全な補償に全力を尽くすこと
- ② 1997年の日米間合意「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」を遵守し、関係自治体と国民に情報を知らせる手立てをとること。
- ③ 米軍人・軍属による事件・事故防止のため公務時間外の行動規制を厳格化すること。
- ④ 性犯罪や重大事件発生時は、一定期間の外出を禁止すること。
- ⑤ 日米地位協定の抜本的改定に取り組むこと。

#### 【PFOSなど有機フッ素化合物問題】

厚木基地周辺の河川で、暫定目標値を上回る濃度の有機フッ素化合物が検出された。2022年9月には、厚木基地からも流出が明らかとなった。また、横須賀基地では暫定目標値の200倍を超えるPFOSが検出された。横須賀でのPFAS流出について、23年3月30日の米軍の調査報告によれば、複数の要因で施設からのPFASが基準値を上回っており、そのことが本国に報告されている。しかし、米軍は日本に対しては基地の活動とPFAS汚染の関係さえも認めていない。

○横須賀をはじめ、厚木・座間などPFAS関連の調査報告を公表すること。

○国は神奈川県とも連携して、在日米軍基地周辺の土壌、河川での環境調査を行うこと。

調査結果に応じて、米軍に必要な対応を求めること。

○国、県、市の担当者が米軍基地内で調査ができるよう、米軍に求めること。

○環境補足協定を、米軍の同意がなくても基地内に立ち入り調査ができるように改定すること。検査の定例化とあわせ、学識経験者、住民代表など第三者も入れた委員会のもとで実施すること。

#### ○PFASの排水基準値を早期に決めること。【環境省】

○除去に効果があるという粒状活性炭フィルターの費用を国の責任で補償すること。

○被害が発生した場合、地位協定 18 条にもとづき、損害賠償を行うこと。

### 【コロナ・感染症対策】

コロナ感染においても、米軍が有力な感染源となったことは、周知の事実である。

「新型コロナウイルスはフェイクだ」と言い放ったトランプ大統領の下で、新たな感染対策が問われている。パンデミック発生時には、原則米軍関係者の基地外への出入りを禁止し、日本側で検査を行い非感染の証明ができるものだけを出入り許可すること。

### 【4】日米統合の演習・作戦について

#### 【常設統合司令部設置について】

7 月の 2+2 で在日米軍が再編され、日米の実動部隊を一元的に指揮する「統合軍司令部」が創設されることになった。これは自衛隊が先制攻撃を方針とする米軍の指揮下で動くことになり、主権と日本独自の判断を放棄するものであり、断じて許されない。

この作戦司令部は、どこにおかれ神奈川の横須賀海軍第 7 艦隊司令部と、座間の在日陸軍司令部、横浜のノースドック揚陸艇部隊、ミサイル司令部である相模原の第 38 防空砲兵旅団司令部などは、どのように指揮系統の下に置かれるのか明らかにすること。

武力攻撃の最初の対象とされる司令部の設置で、県民の不安にどう答えるのか。こうした計画は中止すること。

#### 【日米合同軍事演習について】

総選挙の最中にも行われた日米合同軍事演習は、主権者国民の代表を選ぶ政治の上に軍事を優先するという点でも許されるものではない。

神奈川では、カナダ軍やオーストラリア軍の哨戒機が厚木基地を使うなどかつてない演習が繰り広げられた。また厚木基地所属の P-1 哨戒機は沖縄東方での対艦攻撃訓練に参加したとされている。このような合同演習は、日本を戦争に巻き込む火だねとなる危険なものである。今後、ヤマザクラもふくめ日米や他国との合同演習は中止すること。

#### 【自衛隊の多国籍軍隊などとの共同演習について】

先のキーン・ソード 25 に当たっての防衛省との交渉での文書回答により、自衛隊と米国以外の外国軍隊との共同訓練が急増し、12ヶ国に及んでいることが判明した。

神奈川県内の自衛隊の多国籍軍との共同演習の具体的な内容を明らかにするとともに、回答を寄せられた法的根拠、「憲法第 73 条第 2 号における内閣の事務」として、内閣判断で行える「外交関係の処理」としているが、なぜ合同（共同）軍事演習が「外交」なのか法的根拠を明らかにされたい。

軍事同盟を交わしている国でもない国と軍事作戦を行うことは、憲法違反ではないのか。

万が一、そうした米軍以外の外国軍が、検疫も受けず入国し、感染症の拡大、交通事故、犯罪などを起こした場合、法律上どう裁かれるのか見解を聞きたい。  
こうした動きは、石破首相が明言している「アジア版 NATO」にならないのか。

#### 〔5〕日米地位協定に関する要望

##### ●第2条関連(施設・区域の提供と返還)

日米地位協定第2条第3項では「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的として絶えず検討することに同意する。」と規定している。

(1)使用していない提供施設・区域の即時返還をすること。

1. 使用しているか否かについて、わが国の判断により返還させること。
2. 「合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的として絶えず検討する」となっているが、その検討結果を明らかにすること。

(2)提供した土地は、代替え施設の提供を条件とすることなく無条件で返還すること。

(3)提供地の境界を明確にし、防衛省のHPに県民にわかりやすいように公開すること。

(4)運用実態を地方公共団体が定期的に検査・確認できる仕組みを早急に確立すること。

##### ●第3条関連

原子力艦の寄港時の事前通報及びその内容を遵守し、予防対策及び応急対策・住民避難について、「安全神話」を排して、早急に対策を講じ安全の保障がない限り原子力艦船の入港は拒否すること。

##### ●第4条関連

地位協定を改定し、米国が返還した土地、沿岸などは、原状回復義務を果たす責任を負うこと。環境調査や環境浄化については、自治体に押しつけず基地使用者としての米国と、基地の提供者である日本国政府が共同で対処する責任をおうこと。

##### ●第5条関連

施設・区域・「海域」・「空域」の米軍航空機・艦船の出入りは必ず通告し、核兵器積載可能な艦船・航空機の寄港や飛来等について非核三原則を厳守するよう米国に求めること。管制業務については、円滑な定期航路・運航や安全性を確保するため、日本側に早期に全面返還すること。

##### ●第9条関連(軍隊構成員等の出入国)【外務省】

(1)合衆国軍隊の構成員、軍属、それらの家族が、わが国に何人居住しているのか。2014年以降公表しなくなった。

この1年、ノースドックへの揚陸艇部隊や765輸送大隊の新設、新原子力空母の配備など基地周辺自治体では、米軍住宅が基地内だけでなく基地の外にも新築で多数散見している。米兵の混在はそれだけ県民との接触も増え、事件・事故の多発の可能性を増している。市町村別にその人数を明らかにすること。提供施設(米軍基地)内に何人居住しているのか、それ以外に何人居住しているのかを明らかにすること。提供施設(米軍基地)以外に居住している場合、その費用(家賃等)を日本政府は支出していないと思うが、どのようになっているのか。支出しているのであれば、支出しないこと。

国から市町村に配分される地方交付税の配分割合を決める算出式の中に、「アメリカ軍の構成員、軍属及び家族で当該都道府県に居住する者の数」を入力する項目がある、との報道（FrontlinePress2020/08/29）があるが、事実か。

(2)日本国に入国している米兵等に、入国時の検疫、私有自動車保有状況、自動車運転免許取得、自動車保有税等の税、道交法違反の行政処分など、これらの法律を日本人と同様に遵守させること。

(3)米軍人の基地外の居住に反対すること。米軍が進めている民間住宅提携プログラム（RPP）は私的契約ではあるが、実質的な基地の拡張であるため、やめるよう国と米軍に求めること。

#### ●第 17 条関係、(刑事裁判権)

(1)わが国が第 1 次裁判権を有する場合、米国は日本側から被疑者の拘禁の移転要請があるときには、無条件で速やかにこれに応じることとする合意内容に改訂すること。

(2)基地の外における事故・犯罪等においては、現在、起訴期日その他判決に至る司法手続きの経緯を被害者、遺族及び地元地方公共団体に通知する仕組みとはなっていない。これを改善すること。

(3)在日米軍基地に所属する米兵による犯罪が繰り返し発生している。米兵による違法行為・犯罪を防止し、根絶するため特別の努力をはらうこと。

#### ●第 18 条関連、(請求権・民事裁判権)

公務外の米軍構成員等が起こした違法行為において当事者間での解決が困難な場合で、被害者への損害賠償額が満たされない場合には、日米両国政府の責任において補償が受けられるようにすること。加害者個人が賠償責任を負い、当該加害者に資力が無いなど十分な補償ができない場合には、日米両国政府の責任の下、被害者が十分な補償を受けられるようにすること。また国は、公務執行中の米軍等による日本国政府以外の第三者への損害について、国が支払った賠償金のうち、日米地位協定で定める分担率に応じた分担金を、米国に強く請求し確実に回収すること。国民の税金を取り戻す責務を果たすこと。

#### ●第 25 条関連(合同委員会)

米軍基地の運用等に関して地元地方公共団体の意見を聴取するため日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置すること。また、合意事項は速やかに公表し、「地位協定の運用を改善するための努力を」を具体的に明示すること。

### [6] 個別基地についての問題・要望

#### ■神奈川県議団からの要望

##### 【憲法 9 条の理念を生かした核兵器のない平和な神奈川を】

1. いわゆる安全保障関連法（平和安全法制整備法、国際平和支援法）、秘密保護法（特定秘密の保護に関する法律）、共謀罪法（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律）、国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）などは「戦争できる国づくり」を進める憲法違反の法律であることから、国はこれらの法律を直ちに廃止すること。

2. 国連では歴史的な核兵器禁止条約が採択され、2021 年 1 月に条約が発効した。唯一の

被爆国の政府として核兵器禁止条約を批准し、条約への一日も早い参加を図ること。また、少なくとも 2025 年の 3 月に開かれる締約国会議に、オブザーバーとして参加すること。

3. 2023 年 G7 広島サミットで広島宣言が採択されたが、この内容は核抑止力論を認めるものであり、被爆者からの強い批判が出された。また、広島県の湯崎知事は 2023 年核兵器禁止条約締約国会議に参加し、核抑止論を批判している。国は核兵器廃絶の立場に立ち、核抑止力論にすぎることをやめること。

4. 核持ち込みを容認した核密約が存在し、非核三原則よりも優先されていたことが明らかとなっている。国は非核三原則と矛盾する核密約を廃棄すること。また、国是である非核三原則の法制化を図ること。

5. 非核三原則をより実効性あるものとするため、国は外国の軍艦が入港する際に核兵器を搭載していないことを証明する非核神戸方式の法制化を図ること。

### 【日米安保条約の破棄、日米地位協定の抜本的改定など】

1. 米国への従属的な関係の根本には、日米安全保障条約がある。日米安全保障条約を廃棄すること。また、米兵の犯罪や事故は依然として根絶されないばかりか隠ぺいまで図られている。管理者である米軍当局と基地施設提供者である日本政府の責任を明確にし、日米地位協定の抜本的改定を米国に求めること。

2. 神奈川県民の納税額と比較して最大 75%の免除となっている自動車税、軽自動車税をはじめ、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止すること。

3. 米軍人の基地外の居住を認めないこと。米軍が進める民間住宅提携プログラム (RPP) は私的契約ではあるが、実質的な基地の拡張であるため、国は米軍に中止を求めること。また、地位協定改定の要求項目にこれを加えること。

4. 日本が第 1 次裁判権を持つ『公務外』の米兵犯罪について、日本はできるかぎり行使しないという密約の存在が明らかになった。今も生きているこの「密約」を直ちに破棄すること。

5. 日米合同委員会を公開し、議事録の全文を公開すること。

6. 相模総合補給廠で爆発事故が発生したが、事故原因がいまだに明らかにされていない。基地内に保有する危険物に関する情報提供を米軍に求めるとともに、日本側の立ち入り調査権を設けること。

7. 米陸軍・海軍・空軍による基地周辺住宅地上空でのタッチ・アンド・ゴー訓練などは、安保条約・地位協定 2 条 1 項の「施設・区域の提供」にない空域での訓練であり、住宅地上空での訓練を直ちに中止するよう米軍に求めること。

8. 米軍への提供施設の目的・使用用途を施設ごとに明示し、目的・使用用途以外での施設の使用を禁じるよう、米軍に求めること。

9. 三浦市でのヘリ墜落事故、海老名市での学校に近い水田への不時着も含め、日米合同委員会で「訓練空域」に指定されていない空域での訓練飛行が増加している。こうした特権的優遇措置をやめさせ、日本の国内法を厳しく守らせること。また、万が一事故が発生した際には原因究明と再発防止を求め、その対策が示されるまでは飛行中止を求めること。

10. 横田空域の存在により、羽田空港の離発着に大きな制限が出ている。羽田空港の増便によって、ジェット機が石油コンビナートの上空や人口密集地を低空で飛ばなければなら

らない状態になっている。横田空域を解除し日本の管制が行えるよう、米軍に求めること。

1 1. 新型コロナウイルス感染症対策において明らかになった情報の公表や感染対策など、防疫における対策を日本の対応と同様にすよう米軍に求めること。さらに、検疫に関しても日本の国内法が適用できるよう、米国に日米地位協定の改定を求めること。

1 2. 厚木基地周辺の河川で、暫定目標値を上回る濃度の有機フッ素化合物が検出された。2022年9月には、厚木基地からも流出が明らかとなった。また、横須賀基地では暫定目標値の200倍を超えるPFOSが検出された。在日米軍基地周辺の土壌、河川での環境調査を行うとともに、早急に全在日米軍基地でPFASの調査を行い、すべて廃棄すよう米軍に求めること。また、国内法に基づいて県、市の担当者が米軍基地内で調査や結果の公表ができるよう、米軍に求めること。さらに、環境補足協定については、米軍の同意がなくても国、県が米軍基地内に立ち入り調査と結果の公表ができるように改定すること。

### 【横須賀基地に関わって】

1. 原子力空母の横須賀配備は、アメリカの海外戦略の拠点としての機能強化であるとともに、原子力災害の危険と不安を首都圏全体に広げるものである。また、厚木基地周辺の爆音の根本的な原因であることなどから、原子力空母の横須賀配備をやめるよう、米軍に強く求めること。

2. 横須賀基地内に米軍人用の住居を建設することが示された。神奈川県は是に反する基地機能の強化につながるため、国はこの計画に反対するとともに、米軍人の削減を米軍に求めること。

3. 2021年に英海軍空母クイーンエリザベスが横須賀に寄港して以降、アメリカ以外の国の軍艦が毎年寄港し、その数も増えている。さらに、横須賀配備ではない米原子力空母や米軍の強襲揚陸艦が入港するなど、基地機能を強化し、世界各国の中継拠点、中国、台湾への出撃拠点としての位置づけを強めていると考えられる。一時的な寄港であっても日米安保の枠を超えた基地機能の強化はやめるよう、米軍に求めること。

4. 相模湾の原潜行動（訓練）区域について、安全航行の徹底に留まらず、訓練空域の解消を米軍に求めること。

### 【原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直しについて】

1. 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」は、応急対応範囲の設定など、国内の原子力発電所の最新の知見を参考にしたとは言えないあまりにも不十分なものである。最悪の事故を想定し、応急対応範囲の設定を見直すこと。最低でも国内の原子力発電所の防災対策と同程度になるよう、根本から見直すこと。

2. 巨大地震が起こった際の原子力災害について、ファクトシートには安全対策をしているとしか掲載されておらず、具体的な対策が記載されていない。

巨大地震の原子力災害対策について、米軍がどのように想定し、どのような対策を講じているのかを具体的に明らかにすよう、米軍に求めること。

3. 横須賀に入港中の原子力艦船の外部電源が、巨大地震により喪失することを想定する必要がある。横須賀には独自の「ガス発電所」が備わっているが、この発電施設の立地は横須賀市が想定している津波3.5mで水没する場所にある。国はこの安全対策について、明

らかにすること。

### 【厚木基地に関わって】

#### (1) オスプレイの飛行について

1. 米海兵隊・米海軍のオスプレイの新たな整備拠点として、米海軍厚木基地を使用している。整備拠点があることは、オスプレイの飛来に伴う危険性が増えることである。厚木基地のオスプレイの修理工場として活用を撤回するよう、米軍に強く求めること。

2. 2022年8月に起きた米空軍のCVオスプレイの制御不能事故では、不具合の原因究明もされないまま、パイロットの技量頼みの再開となった。2023年11月には屋久島沖で米空軍のCVオスプレイが墜落事故を起こし、乗員8人全員が死亡した。神奈川県内でも米海兵隊のオスプレイが緊急着陸するケースが多数発生している。何度も死亡事故を繰り返す欠陥機との指摘のあるオスプレイの配備をやめるとともに、オスプレイの飛行をやめるよう、米軍に求めること。また、海上自衛隊や陸上自衛隊にも配備されているオスプレイの飛行も、やめること。

#### (2) 爆音被害の根絶のために

1. 空母艦載機の離着陸訓練を厚木基地で行わないよう米国政府と米軍に強く求めるとともに、根本的解決として神奈川県の県是に則り、米空母の横須賀配備の撤回を求めること。
2. 厚木基地周辺の騒音状況を国の責任で把握し、関係自治体に情報提供すること。
3. 艦載機の移駐があったからといって、住宅防音工事の対象区域を狭めないこと。対象区域の住宅防音工事については、十分な予算措置を講じて短期間ですべて完了させるとともに、施工後の住宅、教育施設等の防音施設の維持管理を国の負担で行うこと。

### 【キャンプ座間に関わって】

1. キャンプ座間周辺自治体と米軍及び自衛隊とのヘリコプター運用とキャスナー飛行場の使用についての「軽減措置」の協定（夜間飛行時間の制限、深夜の飛行禁止、住宅地上空での飛行についてなど）の締結について、基地周辺自治体と共同して米軍に要望すること。

2. 米軍は県営水道を使用しており、キャンプ座間の水源地（とりわけ県立谷戸山公園内の配水池）は使用していないことから、直ちに返還するよう米軍に強く求めること。

### 【池子住宅に関わって】

1. 日米合同委員会で返還が合意された池子住宅地区の「飛び地」は、いまだに返還時期が明確になっていない。使用していない米軍基地は日米地位協定に基づいて直ちに返還するよう、米軍に強く求めること。

2. 池子地区の逗子市域には、スーパーや食堂などが入る生活支援施設と運動施設の整備方針が出されている。逗子市の市是である池子地域の全面返還に逆行するものであるため、この方針を撤回するよう米軍に求めること。

### 【横浜港、横浜ノース・ドックに関わって】

1. 横浜ノース・ドックで、米空軍が軍事訓練や陸上自衛隊と米陸軍との実働訓練などが行われている。また、相模総合補給廠の上空で物資の吊り下げ訓練を行ったとのことだが、基地の使用目的から逸脱している。訓練を目的としていない施設での軍事訓練を容認することは、軍事訓練施設を増やし、訓練の常態化につながるため、二度とこのような訓練を行わないよう、強く米軍に求めること。

2. 横浜ノース・ドックに新たな艦船の部隊を配備したことは基地の機能の強化に他ならないため、機能強化の撤回を米軍に求めること。

3. 横浜港での米軍艦船の修理は基地の拡大につながり、平和利用を進める商業港の軍事活用は、憲法や港湾法の理念からも逸脱する。神奈川県民の安全に関わる問題であり、米軍に米軍基地以外での米軍艦船の修理・修繕を行わないよう強く求めること。

### ■横浜市議団からの要望

1. 米軍横浜ノース・ドックへの米軍揚陸艇部隊の新配備などは、基地機能の強化であり、米軍基地の恒久化につながる危険がある。早期全面返還を求める市民、横浜市・市会の意思を踏みにじるもので到底認められない。合意を撤回し、米国に対して横浜ノース・ドックの早期全面返還に向けた交渉を開始すること。

2. 返還方針が合意されていない瑞穂ふ頭（ノース・ドック）、池子住宅地区（横浜市域）、鶴見貯油施設、小柴水域の返還にむけて米国と交渉を関係自治体とともに開始すること。

3. 米軍施設跡地の国有地については全て無償貸与すること。

### ■横須賀市議団からの要望

1. 横須賀港への外国軍艦船の入港が今般目立っている。どのような法の根拠で、入港しているのか。ただちに止めるべきである。

2. 米海軍のピア5の使用に関連して、横須賀ヴェルニー公園前の海の浚渫が予定されているが、日程はどうなっているのか。市への公表はされているのか。基地機能強化、市民生活制約、水質汚染が懸念される。ただちに止めるべきである。

3. 原子力空母の交代に関して、国や米海軍は横須賀市民に説明するべきである。そもそも母港を撤回するべきである。

4. 防衛大学校が行事の際にジェット機を飛行している。人口密集地の上を祝賀目的で飛行させることに強い違和感を覚える。墜落の危険、燃料の無駄遣い、CO2排出、多くの観点から必要がないと考える。中止するべきである。

5. 米海軍基地内から漏出しているPFASの原因究明を国としてしっかり追及すること。少なくともサンプリングの有無、サンプリングの結果数値の公表を米海軍に行わせること。

### ■座間市議団からの要望

1. キャンプ座間の第765輸送大隊は、横浜ノース・ドックの混成揚陸艇部隊と相模総合補給廠の移動管制チームを指揮するが、防衛省は「キャンプ座間にもともとあった第35戦闘戦力維持支援大隊からの改名」だどごまかしの説明をしている。もともとあった部隊は、横浜ノース・ドックの混成揚陸艇部隊を指揮下に置いていなかったわけで、単なる名称変

更とは言えない。キャンプ座間の第 765 輸送大隊は、兵站活動を指揮する司令部の再編成であることを認めることと、第 765 輸送大隊の撤去を米側に求めること。

2. キャンプ座間の米陸軍第 1 軍団司令部（前方）の撤去を米側に求めること。

#### ■茅ヶ崎市議団からの要望

1. 神奈川県は沖縄に続く米軍基地県であり、オスプレイの通告なしの飛来や艦載機の休日訓練による爆音など、米軍による騒音被害は依然として深刻な状況にある。また、原子力空母が米軍横須賀基地を母港としていること及び多くの原子力艦船が同基地に頻繁に寄港していることは、万が一にも発生が許されない原子力事故による被害リスクを著しく高めている。米軍再編に係わる基地強化に対し嚴重に抗議し、神奈川県は県是でもある県内米軍基地の整理・縮小・返還及び米軍横須賀基地における原子力空母の母港化撤回を強く求める。

2. 日米地位協定の抜本的改定を強く求める。

3. 唯一の戦争被爆国である日本政府が、核兵器禁止条約への署名及び批准を一日も早く行うことを強く求める。

以 上

文部科学大臣                      阿部   俊子   殿  
内閣府特命担当大臣              三原   じゅん子 殿  
文化庁長官                         都倉   俊一   殿

## 2025年度政府予算に関する要望書

2024年 11月27日  
日本共産党神奈川県委員会  
委員長                      藤原 正明

2025年度政府予算に対し、以下のとおり要望いたします。

### 記

日本の教育予算（公教育費の対GDP費）はOECD諸国で下から二番目、OECD平均の7割しかないことから、世界に例がないような大人数の学級、教員不足、教職員の過酷な働き方、高学費など日本の教育条件は劣悪になっている。

その具体的な表れとして、神奈川県内では教員の未配置が年々深刻さを増している。神奈川県全県では、2024年5月時点で小・中学校、支援学校、高校を合計して482.5人（23年341.5人、22年248人）と年々増えている。川崎市の小学校はより深刻な状況で、教員の未配置数は2024年年度初めが131.5人（23年61.5人、22年54人、21年度10人）、数か月しか経っていない9月1日時点で171.5人に達している。

学校では不登校が増え続け、神奈川県内公立小中学校で2023年度、30日以上欠席した不登校の児童生徒が前年度比3,306人（16.3%）増の23,629人と過去最多となっている。

学生の生活、学びも困難な状況に置かれている。神奈川県内で学生を対象とした食料支援にたくさんの学生が訪れる事態がコロナ禍と変わらず続いているにも関わらず、授業料や入学金など新生が払う初年度納付金について、「全学部で値上げ」「一部学部・学科で値上げ」した大学が24年度は13%（朝日新聞と河合塾の共同調査）となっており、さらに学生と保護者の生活苦が深刻になっている。

これらは個々人や家庭の努力、学校の努力や自治体の努力で改善できる範囲をとうに超えている。以下のように、抜本的な改善を求めるものである。

#### 1. 学級規模・教職員定数及び教職員の勤務に関する要求

①中学校の35人学級を早期に実現すること。昨年の予算要望の際に示した「中学校で35

入学級をどうすすめるか、小学校 35 入学級をすすめるなかで国がおこなっている実証研究について内容を明らかにすること。

- ②教員を希望する学生や教員免許保持者が安心して働けるようにするために教職員を増やし、長時間労働を解決する。教員が担当する時限数を減らすように「標準法」を改正し、基礎定数を増やすこと。
- ③労働時間を野放しにしている給特法を見直し、残業代を支給すること。
- ④臨時教員として実績を重ねている経験者が正規教員として働けるように、3年間の有期雇用で無期雇用への転換をはかるようにすること。
- ⑤教員を階層化し、給与引き下げのおそれのある「新たな職」の導入はおこなわないこと。

## 2. 教育予算・学校施設整備に関する要求

- ①長寿命化改良事業は屋上防水改修や断熱性確保等の必要最低限の改修に絞った場合でも対象となるように、補助要件を拡充すること。
- ②老朽化校舎に対して国の整備目標に係るバリアフリー化、照明の LED 化、空調機器の更新、学校防犯対策設備の設置など学校施設に係る事業をすすめるために、学校施設環境改善交付金の補助制度を拡充すること。また、必要とする所要額を当初予算において確保すること。
- ③子どもたちの安全や健康をまもり、地域の避難所、防災拠点ともなる小・中学校、高校の体育館に、国の責任でエアコンの設置をおこなうこと。
- ④ICT 支援員の増員をはかること。国の方針で二校に一人となっている配置を一校に一人の配置にすること。
- ⑤小中学校に支給されたタブレット端末が故障した際の修理代に苦慮し、PTA に相談をおこなった学校も生まれている。導入した国の責任でおこなうこと。
- ⑥「高校無償化」や「幼保無償化」の対象から外している朝鮮学校に対して無償化措置を適用すること。

## 3. 子どもの貧困・就学援助に関する要求

- ①18 才未満の子どもがいる世帯の 65.0%が「生活が苦しい」(2023 国民生活基礎調査)とこたえ、前年から 10.3%増となっている。物価高騰が子育て世帯を直撃しているいま、国として就学援助基準を引き上げること。国庫負担制度をもとに戻し、さらに対象を広げ、利用しやすい制度にすること。
- ②就学援助制度の入学準備金は制服代、教科書代、運動着代など入学準備に必要なものを揃えられる額とすること。
- ③すべての小中高でトイレの個室に生理用品を設置できるように国として予算をつけること。

#### 4. 高校教育に関する要求

- ①高校の35人学級を実現すること。
- ②高校の授業料は無償とし、所得制限も撤廃すること。
- ③高額となる通学費の補助をおこなうこと。
- ④高校で使用するタブレット端末を小中学校のように無償とすること。更新費用も国が支出すること。
- ⑤朝鮮学校も高等学校等就学支援金制度の対象に加えること。

#### 5. 私学教育に関する要求

- ①私学において「少人数学級の実施」、「専任教職員増」が可能になるよう、経常費補助を増額すること。
- ②高等学校等就学支援金制度を拡充し、私立高校授業料を無償にすること。

#### 6. 特別支援教育、インクルーシブ教育、通級指導教室に関する要求

- ①学級編成基準は「標準法」を改正し、子どもの実情に応じた教員配置をおこなうこと。
- ②神奈川県の教職員未配置が深刻な状況に置かれている特別支援学校(2024年5月112人、23年86人、22年27人)の現状を早急に解決するためにも、現在臨時的職員あるいは会計年度職員で学校現場を支えている人を正規採用すること。また、特別支援学校教員免許取得のための環境をより充実させるために、免許法認定講習に関する予算を増やすこと。
- ③特別支援学校を増設し、大規模化の解消を本格的にすすめること。そのために、学校建設への国の補助金を大幅に引き上げ、建設を促進すること。
- ④医療的ケアを担う看護師の数は教員定数に含むのではなく、学校職員として定数を定めること。
- ⑤フルインクルーシブ教育は専門性のある教員を配置し、有識者、障害当事者、支援者から丁寧に意向を聞き、絶えず検証をおこない、少人数学級の実施を可能とするよう、国が十分な財政措置を図ること。
- ⑥通級指導教室の教員配置を充実するように国は必要な措置をとること。

#### 7. 子どもたちの不登校、いじめ、暴力に関する要求

- ①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、学校現場に必要な職として、すべての小中学校に常駐できるように配置する。教職員定数に加え、全ての義務教育費国庫負担金の対象として位置付ける。
- ②小学校における児童をめぐる諸問題の解決に効果のある生徒指導を専任する「児童支援専任教諭」について、教職員定数に新しい枠を加えて算定し、配置を全国的な制度とすること。

- ③子どもたちをめぐる諸問題を解決するために効果的なのは、一人ひとりの子どもに目が行き届く「少人数学級」を実現することである。小・中学校、高校、特別支援学校それぞれにおいて、「少人数学級」を前にすすめること。

## 8. 学校給食に関する要求

- ①国として小中学校の給食費を無償化すること。昨年の予算要望交渉の際に示された「無償化を実施している自治体における取組の実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査」の内容を明らかにすること。
- ②全小中学校に栄養教諭等の配置ができるように定数の改善をおこなうこと。

## 9. その他の課題

- ①「大阪・関西万博」（2025年4月～10月に開催）への「修学旅行と校外学習を合わせて120万人の子供たちに大阪・関西万博に来てもらう」という政府の姿勢をあらため、動員を中止すること。
- 地下で大量に発生したメタンガスに引火、爆発事故が起きたが、その後もパビリオン周辺5カ所でガスが検知されている。避難計画は未だに策定されていないうえ、教員からは直前まで工事がおこなわれ、事前の下見が出来ないことに不安の声があがっている。子どもたちと教職員の命を守ることを第一にすること。
- ②全国学力テストを中止し、異常な競争教育をたやすこと。
- ③GIGAスクール構想について、ICTの活用は自己目的化せず、あくまで教師の授業の補完物に留めること。また、国としてICT活用の正と負の側面を検証すること。
- ④現在の自衛隊は「敵基地攻撃能力」を保有し、先制攻撃さえ容認する事実上の軍隊となっているため、学校生活を通じて他の職業と同等に小中学生、高校生に勧誘や宣伝行動することはあってはならない。国として、勧誘や宣伝行動、また職場体験等に自衛隊を関与させないように指導すること。
- ⑤国は卒業式、入学式における「日の丸」「君が代」の実質的な強制をやめること。国旗の掲揚、国歌の斉唱重視により、生徒や教師に負担を与えることがないように配慮すること。
- ⑥教科書採択は日々使用している教育現場の意向が尊重されるべきである。現在の採択制度を見直し、現場の意向を尊重するものに改めること。
- ⑦リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）にもとづく科学的な教育、互いを尊重し合う人間関係を築くための考え方やスキルなど、包括的性教育を学校教育で発達段階に即して一貫しておこなうようにすること。

## 10. 大学の教育・研究・授業料・奨学金に関する要求

- ①国の負担によってすべての大学・短大・専門学校の学費を半額にすること。

- ②他の先進国にない入学金制度をなくすこと。
- ③奨学金は給付制中心に改め、貸与奨学金の返済を半額に減らすこと。
- ④私立大学の経常経費に占める私学助成の割合を 50%にすると決めた国会決議にもとづき、実現すること。

### 1 1. 文化、スポーツの充実

- ①日本の国家予算に占める文化予算の割合は、フランスの8分の1、韓国の12分の1と諸外国と比較し低く、その差が広がっている。文化予算の抜本的な増額を実現すること。
- ②子どもたちが文化芸術を鑑賞、体験できる環境をつくるために、「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業」の予算を拡充すること。また、申請しやすくすること。
- ③「県民の体力・スポーツに関する調査」（令和4年度・神奈川県立スポーツセンター）では、精神的疲労について「大いに感じる」「少し感じる」があわせて75.4%、自身が肥満かについて「非常に思う」「思う」があわせて39.2%、日頃の運動不足について「大いに感じる」「少し感じる」があわせて80.8%となっている。健康増進や人との交流、豊かな人間性をはぐくみ、子どもたちの成長にもつながるスポーツを誰もが楽しめるように、国はスポーツの施設整備費を現在の32億円（2024年度）から1980年代の年間100億円並みに引き上げ、公共のスポーツ施設増設をはかること。

以 上

厚生労働大臣 福岡 資麿 殿  
内閣府特命担当大臣 三原 じゅん子 殿

## 2025 年度政府予算に関する要望書 (社会保障・子育て支援分野)

2024 年 11 月 27 日  
日本共産党神奈川県委員会  
委員長 藤原 正明

2025 年度政府予算に対し、以下のとおり要望いたします。

### 記

#### 【予算全体】

国として、社会保障・子育て支援の充実に向けて取り組むこと。年金削減、介護の危機、医療改悪をくいとめ、高齢者の人権と尊厳を守ること。

#### 【国民健康保険】

1. 国民健康保険は国保法第 1 条のとおり社会保障制度であり、国民皆保険制度の土台、医療保険制度の最後の砦である。近年国保加入者が激減していることもあり、国保制度の持つ構造的問題も先鋭化している。国は国保の保険料負担率を社会保険並みに引き下げるため、国保会計への国庫負担を大幅に引き上げること。

2. 国が十分な財政措置を取るまでは市町村の「決算補填等目的の法定外繰入」を認めるべきであり、国は段階的削減目標を都道府県の国保運営方針から削除するよう指導すること。また、保険者努力支援制度の「決算補填等を目的とした法定外繰入」に対するマイナス評価は補助削減につながり保険料の引き上げを誘発することから、直ちに中止すること。中止しない場合は、見合うだけの財政支援を行うこと。

3. 国は「保険料水準の統一」とは「同一都道府県内において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準」と説明し、都道府県ごとだけでなく二次保健医療圏ごとの統一も可能として、これを推進するとしている。都道府県国保運営方針にはすでに保険料水準の統一に向けた措置が盛り込まれており、これにより急激な保険料の負担増を招く市町村からは強い反対の声が寄せられている。「保険料水準の統一」は、都道府県単位化を進めた時のワーキンググループにおいて全国知事会から要望が出された 1 兆円規模（残り 6,600 億円）の国費の恒常的投入が実現し、少なくとも国保の保険料負担率が社会保険（協会けんぽ）並みに引き下げられ、生活保護基準 130% 以下を対象とする保険料の生活困窮者減免制度を導入するなど、「払える保険料」水準が確立してから検討すること。

4. 国民健康保険は社会保障制度であり、所得に左右されず医療が受けられるためには

応能負担の原則が重要である。均等割や平等割の応益負担はこの原則と相いれないことから、国は保険料算定方式における応能負担原則の強化を図ること。

5. 国は少子化対策と言いながら、子どもが生まれると負担を課す国保の均等割は矛盾している。少なくとも18歳未満の子どもに対する均等割をなくすこと。この場合、県や市町村が独自の財政措置を講じない限り、均等割対象者の均等割部分や応益割部分が引き上がることが想定されるため、法定軽減同様に国が別枠で財政措置を講じること。

6. 都道府県の財政安定化基金を安定的に造成するため、基金への国費の増額を図ること。

7. 保険料（税）の収納対策に関し、国は生活を阻害し営業を妨げる強権的収納対策は行わないよう市町村への助言・指導を強め、差押えの中止や執行停止処分の実施などを含め、収納対策と一体的に丁寧な相談と必要な支援を行うよう助言・指導すること。

8. マイナ保険証の導入に伴う現行の被保険者証の廃止は、法律上任意とされているマイナンバーカードの取得を事実上強制するものである。また、医療関係団体が行った医師・歯科医師へのアンケートでは、約8割が保険証の原則廃止とオンラインでの資格確認の義務化に反対したとの結果が出ている。さらに、現在マイナ保険証の活用において、資格確認ができないなどのトラブルも多数発生している。この状況で被保険者証の廃止を強行すれば混乱は必至であるため、国はマイナンバーカードと保険証の一体化及びオンライン資格確認の原則義務化を直ちに撤回すること。

9. 国は現在の被保険者証を今後も存続し、マイナ保険証との併用を可能とすること。また、資格確認証を必要とする場合は、本人申請がなくても保険者が責任をもって交付すること。

10. 国保法第58条第2項があるにも関わらず、事業主も加入する組国保にはある傷病手当金の制度が、市町村国保では行われてこなかった。傷病手当金を市町村国保の恒常的制度とするよう、国は財政措置も含めて制度の改善を図ること。

11. 18歳未満の子どもに対し、国保組合でも市町村国保の均等割の減額に準じた措置が取れるよう、国は国保組合への財政支援を行なうこと。

12. 横浜市における重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費助成に伴う国庫負担金の減額は15億円となっており、その分の国民健康保険の財源を市費で補填している。本来なら国の責任で全国一律の負担軽減策が行われるべきもので、重度障害者・ひとり親家庭等の医療費の自己負担に独自の助成を行っている地方自治体に対して、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置は廃止すること。

### 【後期高齢者医療制度】

1. 一定所得の後期高齢者の窓口2割負担化は、物価高騰の中で受診抑制が強く懸念されるなど命にかかわる問題である。国は2割負担を撤回し、直ちに1割負担に戻すこと。

2. 後期高齢者医療における保険料負担率の上昇を抑えるため、国は国庫負担の増額を図ること。

## 【医療費助成制度】

1. すべての子どもが18歳の年度末まで、全国どこに住んでも安心して必要な医療を受けられるよう子どもの医療費助成制度を全国一律の負担軽減制度として構築すること。また、自治体独自の助成について、国からの国保補助金の減額対象となる法定外繰り入れとして取り扱わないことを強く求める。

2. 妊婦健康診査費用の公費負担は全国国庫負担に転換すること。望ましい基準（14回）を超えた妊婦健康診査費用についても、全額国庫負担で実施すること。

3. 妊婦の自己負担とされている、妊娠届提出前の初回産科に要する費用（妊娠判定料）については、低所得者支援に留まらず全ての妊婦に対し、妊婦健康診査費用とは別に全国国庫負担において実施すること。

4. 出産育児一時金については、横浜市の出産で最低限必要となる費用は中央値で約55万円であり、現行の50万円を大きく上回っている。国の責任において一時金を実用に合うよう大幅に増額すること。

5. 国は70歳から74歳までの窓口負担を1割とするよう、高齢者の医療費助成制度を創設するなど所要の措置を講じること。

## 【医療分野】

1. 国は病床の具体的な整備目標である基準病床数の算定方法を見直し、神奈川県が人口10万人対比で全国平均並みの病床数を確保できるようにすること。また、必要な病床が整備できるよう、地域医療介護総合確保基金を拡充すること。

2. 急性期経過後の患者の受け皿となる回復期病床や慢性期病床の整備を進めるとともに、医療療養病床（慢性期病床）の転換や削減は行わないこと。

3. 神奈川県は感染症病床数は、人口920万人超にも拘わらず既存病床数は74床（第7期）しかなく、人口10万人対比で全国47位と過少である。しかも、コロナ禍を経験しながら第8次保健医療計画では基準病床数は62床に減少し、12床“過剰”となった。国は感染症病床の基準病床数を引き上げること。

4. 医師の養成には一定の時間が要するため、国は医学部の定員増を図るなど抜本的な医師の増員策を検討すべきであり、勤務医の労働時間が過労死ラインとならないよう、医師の増員を図って働き方改革を進めること。

5. 看護師の配置基準について、国は「夜間10対1以上、日勤時4対1以上、夜勤日数は月8日以内」を満たすよう、医療法を改正すること。また、看護師の夜勤は「3人以上の体制で月6日以内（当面8日以内）」とし、妊産婦には夜勤や時間外労働を課さないよう医療機関に強く助言するとともに、医療機関が看護師の勤務環境を改善できるよう、財政的支援も含めた抜本的な支援を行うこと。

6. 国は在宅（居宅）で療養する患者に必要な医療や支援が十分提供されるよう、在宅医療従事者の処遇改善も含め、必要な財政支援を行なうこと。

7. 急性期病床、在宅医療、介護施設（特に老健施設）での医療等に係る診療報酬を拡充すること。診療報酬の拡充により患者負担が引き上がらないよう、相当する国庫負担や国

庫補助を増額すること。

8. 急性期病床に係る診療報酬の厳格化や急性期病床の削減・転換誘導をやめること。

9. 医療従事者の「働き方改革」を踏まえた人員配置の実現に向け、地域医療介護総合確保基金の拡充を含め、医療分野への国庫補助を引き上げること。

10. 原則全国一律の診療報酬が、日本の国民皆保険制度を支えてきた。地域別診療報酬は、国民皆保険制度や保険診療を維持する上でも弊害が大きいと指摘されている。居住地による受療権の格差を生まないためにも、国は全国一律の診療報酬を維持すること。

11. 隔離・収容中心との指摘がある日本の精神科医療のあり方や精神障害者への社会的差別・偏見を誘発する要因として、また、国が進める精神障害者の地域移行が進まない理由としても、精神科特例の廃止が課題となってきた。国は精神病床の人員配置基準を一般病床と同等とすること。

12. 介護老人保健施設には常勤医師がいることから、外部の医師の施設への往診や入所者の外部の保険医療機関への通院において、初診料や再診料などの基本診療料及び医学管理料や検査、投薬などの特掲診療料は適用されない。国は介護施設（特に老人保健施設）入居者への医療提供に関する診療報酬を改善すること。

13. 社会保険や国民健康保険を含め、国は原則 3 割負担となっている窓口負担の軽減を図ること。

14. 診療所や薬局など、公定価格を適用している市民に身近な医療機関が物価高騰の影響を受け、困難に立たされている。早期に診療報酬に物価高騰影響分を上乗せする改定を行うこと。

15. 带状疱疹ワクチン等の定期接種化と財源措置を行うこと。

16. 不交付団体の箱根町にとって重い負担となっている予防接種については、地方交付税措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置していただきたい。

### 【新型コロナウイルス感染症対策】

1. 新型コロナウイルス感染者の感染症法上での位置付けを 5 類とされたが、引き続き感染拡大抑制の為に必要な体制を構築し、後遺症患者に必要な治療を提供することなど適切な対応を実施することを求める。また、国民の負担が増えることがないように適切な公費負担を継続することを求める。

### 【介護・福祉・高齢者施策】

1. 誰もが安心して利用できる介護制度とするため、国は介護給付費を後期高齢者の伸び率以下に抑える介護給付費抑制策はやめ、介護サービスや人員配置基準等の拡充、介護保険料の引き下げを図ること。

2. 介護保険の財政運営は 3 年毎とされ、本年 4 月から第 9 期介護保険事業計画（2024～2026 年度）が始まった。1 号被保険者の介護保険料基準額（月額加重平均）は、第 1 期と比べて全国的には 2,911 円から 6,225 円へと約 2.14 倍となり、神奈川県では 2,975 円から 6,028 円へと 2.13 倍に引き上がっている。介護給付費が増加しているが、その財源は保険

料 50%、公費 50%（国 25%、都道府県 12.5%、市町村 12.5%）とされるため、比例して保険料も上がる仕組みである。保険料負担の抑制のため、国の負担割合を大幅に引き上げること。

3. 介護保険料の原則 2 割負担化は先送りされたと報じられているが、第 10 期以降も 2 割負担化は行わないこと。

4. 国は介護利用料の 2 割負担の対象拡大を図ろうとしていたが、物価高騰もあり先送りされたと報じられている。今後も 2 割負担の対象拡大は行わないこと。

5. 介護施設に入所している低所得者は、食費、居住費、介護度に応じた利用料、介護保険料として毎月約 6 万円を負担している。介護保険以外の実費なども月約 2 万円かかり、その上に食費 2.2 万円の増額は支出超過になりかねない。

国は補足給付の見直しによる利用料の大幅な負担増を中止し、補足給付の水準を直ちに従前に戻すこと。また、補足給付の利用に際しては、資産要件を撤廃すること。

6. 質の高いサービスが安定的に提供できる介護報酬や人員配置基準を確立するには、基本報酬の底上げが必要である。介護報酬の 10%以上の引き上げを行うとともに、それを利用料・保険料に跳ね返らせないため、国庫負担を増額すること。

7. 介護保険の報酬単価に関わる地域区分について、神奈川県では市町村の地域区分が異なることで格差が生じている。神奈川県は今年度から設けられた新たな特例措置では不十分であると回答しており、こうした地域区分の在り方を見直すこと。

8. 特別養護老人ホームの入所対象者の重点化（要介護 3 以上）に関し、神奈川県では昨年の要介護 1・2 の方の特養入所数は、入所者総数 27,721 名中 1,543 名（2022 年 4 月 1 日現在）で、5.6%と非常に少ないことが判明した。特別養護老人ホームの入所対象者の重点化を直ちにやめること。

9. 介護職の賃金は全産業平均と比べて月額 7 万円も低いとの指摘があり、施設系と比べて訪問系はさらに低い。神奈川でも介護職員の慢性的な不足の大きな要因は賃金水準の低さにあり、サービス利用者の負担増を招かない手法でヘルパーの確保・定着に向けた賃金、処遇の改善を図るよう、国は所要の措置を講じること。また、全額公費負担により、介護職員だけでなくすべての介護従事者の賃金を全産業平均まで引き上げるよう、国は所要の措置を講じること。

10. 2023 年度に関東地方知事会議は介護支援専門員の受験要件の見直しを国に共同提案したが、ケアマネージャー不足も深刻である。介護職場の魅力の普及や受講生確保に向けた対策、養成校への支援、受験要件の見直しなど、介護支援専門員も含む介護人材の確保に努めること。

11. 介護保険料を一定期間滞納した場合、給付抑制の措置が取られる。身体や日常生活の維持に介護サービスが欠かせない利用者にとっては生存権さえ脅かされかねない事態となるため、国は給付抑制を行わないよう措置を講じ、市町村に強く助言・指導すること。

12. 65 歳以上の障害者に対する介護保険制度の優先原則が、必要な障害サービスを抑制する重大な要因となっている。国は機械的に適用しないよう市町村への指導を強めるとともに、介護優先原則を直ちに廃止すること。

13. 要介護1・2の方の生活援助を新総合事業に移行し（要介護1・2の介護保険外し）、ケアマネジメントに利用者負担を導入する（ケアプランの有料化）などの制度改定は先延ばしされた」と報じられたが、第10期以降もこうした制度改定は行わないこと。

14. 高齢化に伴い難聴者が増えている。放置すると日常生活や社会生活に支障をきたし認知症を発症するリスクが高まることは、2020年のアルツハイマー病国際会議や2019年政府が決定した「認知症施策推進大綱」などでもすでに示されている。補聴器は高価なために購入する際の補助を求める声が高くなっており、多くの自治体が補助制度を創設している。国として高齢者補聴器購入費助成制度を創設すること。また、特定健診や後期高齢者医療制度の健康診査に聴力検査を入れるよう、所要の措置を講じること。

15. 介護職員・ケアマネージャー等と全産業平均の賃金格差解消のために更なる処遇改善を実施すること。

16. 介護職員・ケアマネージャー等の住居費の負担軽減に向けた支援策を講じること。

17. 子どもたちが等しく眼鏡の購入ができるよう、国は眼鏡購入費の補助制度を創設すること。また、コンタクトレンズについても、補助の対象とすること。

18. 65歳以上の高齢者が運転免許証を返納した後の、公共交通機関利用の際の補助制度を創設することを求める。

## 【年金】

1. 2023年の全国の生活保護申請件数（速報値）は前年比18,123件（7.6%）増の255,079件と、この11年間で最多である。利用世帯の半数以上が高齢者世帯であり、公的年金制度が老後の生活保障が足り得ないことの証左である。加えて、本年10月からの食品の値上げは今年最多の2,900品目と言われ、食料品や生活必需品などの物価高騰は低所得者や生活困窮者の生活を大きく圧迫している。国は年金給付の引き下げをやめ、物価高騰に見合った引き上げを行うこと。

2. 国は全額国庫負担、全国民対象の最低保障年金制度を創設すること。また、国民皆年金制度に相応しく、無年金者に対する救済措置を早急に講じること。

3. 国民年金の給付額は特に低いことから、最低保障年金制度の創設までは、国が財政措置を講じて国民年金給付額を引き上げること。

4. 生活保護利用世帯の中でも多くを占める年金生活者の生活を安定させるため、国は隔月支給ではなく毎月支給に改善すること。

5. 生活困窮者の中には高齢者が多い。年金給付から各種保険料や住民税が天引きされているが、受給権や生存権の侵害に当たる。特に本人の合意がある場合を除き、国は年金からの天引きを中止すること。

## 【生活保護・生活困窮者支援】

1. 生活保護基準は国民生活の最低基準を具体化したものであり、住民税の非課税限度額、就学援助、最低賃金、国保・介護の負担減免、公営住宅の家賃減免など、他の制度の基準ともなっている。生活保護に係わる生存権裁判（生活保護基準引き下げ違憲訴訟）では、

生活保護費引き下げは憲法違反との判決が横浜地裁をはじめ 19 件（2024 年 10 月 28 日の岡山地裁判決まで）も出されていることを踏まえ、国は引き下げ分を遡及して支給すること。また、2023 年 10 月に改定された生活保護費の支給額についても早急に見直し、増額改定すること。さらに、これ以上の生活保護基準の引き下げを行わないこと。

2. ガソリンなどの燃料、光熱水費、食料品、生活必需品等の物価高騰は、生活保護世帯を著しく脅かしていることから、可及的速やかに物価高騰に見合った生活保護費の引き上げを行うこと。

3. 生活保護費の算出方法は、生活保護の捕捉率は 2 割程度と低いとの指摘があることから、生活保護世帯の実際の生活状況を反映しているとは言えない。国は生活保護世帯の生活困窮の度合いや物価上昇による影響を調査し、生活保護世帯の生活実態を示すこと。また、マーケット・バスケット方式などの確な方法で生計費を算出し、生活保護費の引き上げを図ること。

4. 国は廃止した高齢加算や冬季加算を元に戻すこと。また、温暖化の影響で昨今の夏は全国的に猛暑となり、命にかかわる危険な暑さが続いたことから、夏季加算を設けること。

5. 医療機関を受診するたびに福祉事務所に医療券の発行を求めることは、生活保護利用者への“懲罰”であり、差別である。生活保護利用者も必要な時に医療機関を自由に受診できるよう、生活保護利用者に現行の被保険者証と同等な医療証もしくは受診証を交付するよう、国は制度を改めること。

6. 国はすべての生活保護世帯に対し、エアコンなどの購入費と設置費用を生活保護の支給対象とするとともに、エアコンが壊れた時の修理や買い替え費用も、「住宅維持費」として認めること。また、これまでにエアコン購入のため社会福祉協議会の生活福祉資金の貸し付けを受けた生活保護世帯に対して、貸付金の返済費用を支給すること。

7. 生活保護申請時の扶養親族照会について、現場では一定程度の改善が見られるが、まだ不十分である。本人が扶養親族照会を希望しない場合は本人の意向を確実に尊重するよう、国は全国の市町村や福祉事務所に改めて周知徹底すること。

8. 厚労省通知の範囲を越えた過剰な資産調査は人権侵害であり、過剰な調査の防止をすべての市町村や福祉事務所に徹底するとともに、親族による扶養を前提としないことや住宅扶助の引き下げに基づく転居の強制等を行わないことも、併せて周知徹底すること。

9. 改正生活困窮者自立支援法の理念を受け、任意事業を実施していない自治体もあり、地域格差が生じている。地域格差の是正に向けて、国は各自治体への働きかけや援助を強めるとともに、財政措置を強化すること。

## 【障害福祉】

1. 児童発達支援センターの補助については、常勤職員の人件費も補助対象とし、現行の補助額を引き上げること。また、巡回支援専門員整備費については 1 センター当たりの補助額とするなど自治体の規模に応じた補助体制とするなど、児童発達支援センターが障害児の支援に関する地域の中核機関として高度な専門的機能を発揮できるよう、必要な財政措置を講ずること。

2. 障害児施設（通所・入所）に従事する職員のさらなる処遇改善を行うとともに、障害児相談支援の充実に向け、基本相談支援に関する報酬を新設すること。
3. 補装具を必要とする障害は永続的であるため、補装具を必要とする全ての方が、経済的負担を気にすることなく身体に合った補装具を作製できるよう、18歳以上の障害者に対する補装具費支給制度における所得制限を撤廃すること。
4. 障害児日中一時支援事業は利用希望が多いが、ニーズに応えきれていない。この事業を含む地域生活支援事業費は毎年拡大しているものの、事業費に対する国の補助率が低下しているため、市町村の負担が増加している。国は必要な財源を確保し、補助率を引き上げること。
5. 医療的ケアが必要な重度心身障害児が通所する施設では、医師、看護師、生活支援員等の人材が不足している。人材の定着に向けて処遇改善を図れるよう、国は報酬を大幅に見直すこと。
6. 相談支援専門員がサービス利用計画の作成など専門員の仕事に専念できるよう、国は報酬の引き上げを図ること。
7. 移動支援サービスには各市町村の規則などで利用制限が設けられているが、障害者の社会参加を狭め合理的配慮の不提供になりかねない。国は制限の撤廃に向けて標準規則を変えること。また、財政的支援を拡充すること。
8. 障害児の放課後等デイサービス事業所では児童の送迎をした場合の加算があるが、送迎時に職員が複数で対応できるように、国は基準と報酬の見直しを行うこと。
9. 2020年度から重度障害者等就労支援特別事業が新設され、自営業における介助や通勤の支援は地域生活支援事業の対象範囲に含まれることになったが、治療所の清掃、経理や保険請求等の書類の作成等を援助するアシスタントを配置できるよう、国は補助制度を新設すること。

## 【保育分野】

1. 調理員配置費用の拡充をすること。
2. 保育士の賃上げ等による処遇改善の実施を行うこと。また、保育士の定着（就労継続）に寄与している宿舎借り上げ支援事業などの拡充を行うこと。
3. 保育所等の使用済みおむつ処分費用は、保育所等の運営費の圧迫や保護者に経済的負担を強いることなく、双方の負担を軽減するための公定価格へ反映すること。
4. 認可外保育施設の質の確保・向上に向けて、子どもの健康診断等の衛生・安全対策事業の創設・拡充など必要な支援策を講じること。
5. 2024年4月1日現在、横浜市の保留児童数（育休休業延長希望を含めて）3,227人のうち、育児休業延長希望を除いた数は1,691人。そのうち、1歳児が約半数を占めている。国として、保育の場の一歳児枠確保に資する所要の対策を講じること。
6. 幼児教育無償化では保育園給食の副食費が実費徴収とされている。副食費の無償化を求める。
7. 公立保育園へ施設費と運営費の補助をすること。

8. 子ども未来戦略で明記されていながら先送りされた、1歳児の保育士配置基準の改善については、2025年度から確実に実施すること。さらには、この改善にとどまらず、一人一人の子どもに行き届いた保育を保障し、保護者支援を充実させ保育の質を向上させるために、国の保育士配置基準を0歳児2対1、1歳児3対1、2歳児4対1、3歳児10対1、4-5歳児15対1に拡充すること。

9. 保育労働者の賃上げ・処遇改善のために、現行の処遇改善にかかわる加算方式を抜本的に見直すとともに、公定価格における人件費の基準を大幅に引き上げること。

10. 公定価格の個別費目の積上げによる積算単価が、物価高騰に対応できていないため、積算単価を実態に応じて大幅に引き上げること。

11. 保育所の職員配置について、主任保育士・栄養士を必置とし、事務員については正規雇用が可能な公定価格に改善すること。

12. 認可保育所に入所できない児童の受け皿となっている認可外施設に対し、子どもたちの十分な発達と安全を保障するために必要な保育の質を確保するために、保育労働者の賃金・処遇の改善、施設運営の改善のために、必要な財政支援を行うこと。

13. 子育て支援のために、0歳児～2歳児の保育料及び3歳児以上の給食費の無償化や減額措置を講じる自治体が増加しています。子育てにおいて自治体間格差を解消するために、国として保育料及び給食費を無償とすること。

14. 人事院勧告の地域手当の支給地域及び支給割合の見直しにともない、公定価格の見直しが予定されているが、人事院勧告の見直しがそのまま適用されると、公定価格が大幅に減少する地域が多数発生する。保育労働者の賃金・処遇の改善が求められている中で、賃金引き下げにつながるような地域区分の見直しは行わないこと。

15. 「こども誰でも通園制度」は2026年度の本格実施に向けて、現在、試行的事業が行われている。試行的事業を実施している保育所・認定こども園などの児童福祉施設からも、同制度についての不安が出されている。本格実施に移行した場合、児童福祉に携わったことの無い事業所が施設を運営することが可能となり、子どもの発達・安全が置き去りにされることが懸念される。保育制度とは全く異なるこども誰でも通園制度については制度実施を見送り、子どもの発達の権利を保障するために、現行の保育制度を就労要件等にかかわらず、保育所等を利用したい全ての保護者・子どもが利用できる制度に改善すること。

## **【学童保育】**

1. 学童保育など放課後児童健全育成事業は、地域による人件費や賃貸料等の格差を踏まえ、各種補助基準額（人件費・賃借料等）の引上げを実施すること。また、低所得者世帯、ひとり親家庭、多子世帯等を対象とした、利用料減免制度を創設すること。

2. 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童支援員認定資格研修事業」について、国はこれ以上の規制緩和を行わないこと。特に、指導員の資格と配置は子どもの命に関わるため、この基準を「従うべき基準」に戻し、複数配置の周知徹底と財政措置を講じること。

### 【児童相談所】

1. 横浜市の児童相談所（4カ所）は管轄人口が94万人を超えており、国が示す50万人基準を大きく上回っている。また2023年度の入所児童数は平均176.6人、最大で207人に上がっており、年間の半数近くの日数で定員超過している。新たな児童相談所整備に対する個別の補助事業の創設、及び一時保護所整備費用の補助率嵩上げの復活を行うこと。

### 【PFAS】

1. 有機フッ素化合物の調査に国の補助を行うこと。  
2. 公共（消防局等）、民間（大規模駐車場等）を問わず、管理している泡消火剤の中にPFASが含有しているか否かをすべて調査するよう指示すること。また、顕在化した場合、それをどのように処理するかも指示すること。処理するための補助金制度を設けること。

### 【アスベスト対策】

1. 建設アスベスト被害給付金の給付対象に屋外作業者等を加え、アスベストによる健康被害を受けた方を広く対象とし、工場型被害者も建設型被害者も対象期間を広げるとともに、検査費用の補助を行えるよう、国は所要の措置を講じること。また、建材メーカーに財源の拠出を求めるなど、建設アスベスト被害給付制度の改正を図ること。  
2. レントゲンの読影でアスベストの影があっても認めない医師がいるため、国として診断できる専門の医師を増やすこと。

以 上

厚生労働大臣 福岡 資麿 殿

## 2025 年度政府予算に関する要望書（雇用・労働分野）

2024 年 11 月 27 日  
日本共産党神奈川県委員会  
委員長 藤原 正明

日本はこの 30 年間で、OECD 主要国で唯一「賃金が上がらない国」となっており、物価上昇に見合う賃上げがいよいよ待ったなしである。今こそ政治の責任で「賃金が上がる国」にすることが、物価高騰から生活を守る最大の力となる。

労働者の所得が増えて生活が向上し、中小企業を含む企業経営全体が改善していけば、税収も社会保険料収入も増えていく。「賃金が上がる国」への転換と、人間らしく働けるルールの確立をすすめ、健全な経済成長の好循環を実現するために、以下要請する。

### 1 政治の責任で賃上げをすすめる

#### (1) 最低賃金をすみやかに時給 1500 円以上に引き上げること

労働法制の連続改悪で、労働者の約 4 割が非正規という異常な実態が広がっており、その 72%が年収 200 万円未満である（2020 年「労働力調査」）。また非正規で働く労働者の 7 割以上が女性であることがジェンダー不平等の原因となっている。

石破首相は先の所信表明で、最低賃金の 1500 円以上への引き上げを「20 年代に」と訴えた。待った無しの政治課題として、最低賃金を 1500 円以上に引き上げるとともに、「正規が当たり前」の働き方への改善をただちにおこなうこと。

#### (2) 全国一律最低賃金制度を確立すること

今年の最低賃金の引き上げにより、東京が 1,163 円、秋田が 951 円となり、その格差は時給で 212 円、年収で 38 万 1,600 円（1,800 時間で計算）になった。今年の最賃改訂にあたって中央最賃審議会が示した「目安」より上積みした県が 27 県あり、4 年連続増加している。徳島では「目安」を 34 円上回って 84 円引き上げた。背景には、最賃格差のために県境を越えた労働力移動が発生しているという実態がある。格差是正を目的とする最低賃金制のもとで格差が拡大するという、地域別最賃制度の矛盾と限界がいよいよ明らかである。全国一律最低賃金制を確立すること。最低賃金の勧告を地域別にランク分けすることについて納得いく理由を説明すること。

最低賃金の引き上げ額検討において、生活保護費との比較資料を作成・提出する際の月間労働時間を 173.8 時間にしたり、勤労基礎控除を除外するなどの“5つのごまかし”を止(や)めること。

#### (3) 最低賃金の引き上げるため、中小・零細企業への直接支援を抜本的に強化すること

最低賃金を 1500 円以上に引き上げるためには中小・零細企業への財政的支援が不可欠である。従来の「業務改善助成金」は、その制度と予算額の両面で多くの中小・零細企業にはまったく効果がない。日本共産党は、アベノミクスで膨れ上がった大企業の内部留保に課税し、5 年間で 10 兆円の財源を生み出し、中小・零細企業への実効性ある直接支援を行うことを提案している。

中小企業が時給 1500 円以上の規模に賃金を引き上げるために、国として本格的な支援をおこなうこと。同時に、大企業の下請けいじめなどをきびしく規制すること。

## 2 異常な長時間労働を解消する

### (1) 財界が求める労働時間法制の緩和を許さないこと

経団連は今年 1 月、「労使自治を軸とした労働法制に関する提言」を公表し、労働時間法制の規制緩和を求めている。こうした財界の要求を受け、政府は「1 日 8 時間労働」の原則を骨抜きにする労働基準法解体の動きを強めていると言われている。

ヨーロッパの国々と比べ、正規労働者で年間 500 時間以上も長く働いている日本の労働者に求められるのは思い切った労働時間の短縮である。財界が求める労働時間法制の規制緩和は労働者のたたかひの歴史と成果、世界の流れに逆行するものであり、これを認めるわけにはいかない。

日本共産党は今年 9 月、「1 日 7 時間、週 35 時間制」の社会を目指し、賃上げと時短を一体にすすめる「自由時間拡大推進法」を提案しており、政府が率先してその実現を目指すべきである。

### (2) 残業時間の上限を例外なく「週 15 時間、月 45 時間、年 360 時間」に規制すること

### (3) 連続 11 時間の勤務間インターバルと、7 日ごとに 1 日の法定休日を保障すること

### (4) ただ働き残業（「サービス残業」）をなくすために、実労働時間を正確に把握・記録し、「サービス残業」が発覚したら残業代を 2 倍にすること

生保業界の外務員のように「見なし労働制」によるサービス残業の実態について調査し、改善するよう指導すること。

### (5) 企画業務型裁量労働制の廃止をはじめ裁量労働制を抜本的に見直すこと

### (6) 高度プロフェッショナル制度（「残業代ゼロ」制度）を廃止すること

### (7) 有給休暇取得を促進すること

22 年の日本の有給取得率は 62%で 70%という政府目標も実現できていない。年次有給休暇を現行の 10 日から 20 日に増やし、完全消化を保障させるよう法制化をめざし指導を強めること。また、傷病や家族の介護の心配によって年休取得を控えることのないよう、有給の傷病・介護休暇を創設すること。

### (8) テレワーク・在宅勤務にともなう長時間労働を規制し、安全衛生を確保させること

テレワークが急速に広がったなか、厚生労働省のガイドラインで推奨されている時間外労働・休日労働・深夜労働の原則禁止、安全衛生確保に実効性を持たせること。

EUで法制化が進んでいる「つながらない権利」（勤務時間外や休日に業務上のメッセージや電話に応じない権利）の確立を日本でもすすめること。

**(9)職場でメンタル疾患を発症した労働者に対して、治療、職場環境の改善、適切な仕事の保障など、総合的に対応できる態勢を強化すること**

### 3 非正規ワーカーへの差別・格差をなくす

**(1) 違法・脱法的な解雇・雇止めをやめさせ、「5年無期転換ルール」を実施させること**

派遣労働者、期間社員、非常勤職員などは、つねに雇用不安をかかえて働いており、コロナ危機でも真っ先に解雇・雇止めの対象となった。派遣先企業が直接雇用へ切り替えても、数カ月の契約をくり返し、いつでも「雇い止め」自由の有期契約とされるケースが後をたたない。労働基準法を厳しく守らせ、非正規労働者を泣き寝入りさせないこと。

2013年4月から、改定労働契約法が全面施行されたが、雇用契約が5年になる以前に、「雇い止め」にする動きが、大学や研究機関などで多発している。正社員化を促進するという労働契約法改定の趣旨にもとづき、こうした「雇い止め」をやめさせ、労働契約に無期転換権を明記させること。

**(2) 同一価値労働同一賃金と均等待遇の原則を法律に明記し、非正規雇用の正規化をすすめること**

パート・有期雇用労働者に対する不合理な労働条件を禁止する条項（旧労働契約法第20条）を厳しく守らせ、判例も生かして職場での格差是正を推進するとともに、退職金や賞与も含めて差別を禁止するための法改正を行うこと。

有期雇用については、臨時的・一時的業務、合理的な理由がある場合に限定するとともに、同一価値労働同一賃金・均等待遇の原則を法律に明記すること。賃金をはじめ、休暇、教育訓練、福利厚生、解雇、退職その他の労働条件について、非正規労働者であることを理由とする差別を禁止すること。

正社員を募集するときは、パート・有期労働者に応募の機会を優先的に与えるようにすること。短期雇用契約をくり返している場合は、期間の定めのない雇用契約とみなすという判例を法制化すること。

**(3) シフト制労働者を保護すること**

**(4) 労働者派遣法を抜本改正し、派遣労働者を保護すること**

**(5) フリーランス・ギグワーカーの生活と権利を守り、「多様な就業形態の普及」の名目で無権利の働き方を拡大させないこと**

フリーランスで働く労働者は政府の調査では462万人（本業214万人、副業248万人）にのぼると推計される。多くのフリーランスは一方向的な報酬カットや契約打ち切りなど弱い立場にある上、労働法の保護の外に置かれ、無権利状態に苦しんでいる。

11月1日に成立した「フリーランス・事業者間取引適正化法」は、公正な経済活動を確保するための最低限の規定であるが、労基法における「労働者」の判断基準はILOの

「雇用関係に関する勧告」(198号、2006年)と比べると限定的で現状から乖離しており、フリーランスの労働者性を認めた保護法制の確立が不可欠である。

フリーランスを対象にした労災保険の特別加入範囲が広がりつつあるが、保険料は働き手の自己負担である。プラットフォーム企業の責任を明記した労災補償を拡充するとともに、フリーランス・ギグワーカー・クラウドワーカーの団結権、団体交渉権、ストライキ権を保障すること。正確な労働時間の管理、報酬の最低保障や、出産・育休支援、傷病手当、休業手当の支給などを制度化すること。

労働者として企業の指揮・命令を受けて仕事をしているのに「個人請負」契約にして、社会保険加入など労働者としての権利を奪う違法・脱法行為をきびしく取り締まること。

**(6) 副業・兼業の拡大を利用した雇用責任の後退をさせないこと**

**(7) 公務・公共関連の非正規職員の労働条件を改善し、公契約法・条例を制定すること**

コロナ危機を経て、国民・住民の命と生活を守る公務・公共労働者の役割が改めて重要になっている。「官製ワーキング・プア」をなくすために、国や自治体の臨時・非常勤職員の賃金を引き上げ、均等待遇をすすめること。

国家公務員（一般職）のうち非常勤職員は4割近くにのぼる。労働契約法を公務の非常勤職員にも適用し、無期雇用への転換を促進すること。会計年度職員で複数年にわたって働く労働者については、継続雇用・正規職員にすること。

国や自治体と受注する事業者との間で結ばれる契約（公契約）に、生活できる賃金など人間らしく働くことのできる労働条件を定める法律や条例（公契約法・条例）を制定すること。

## 4 解雇の自由化を許さず、解雇規制法をつくる

**(1) 解雇の金銭解決制度を許さないこと**

政府が導入しようとしている「解雇の金銭解決」は、違法解雇であっても使用者が一定の金銭を払えば雇用契約を終了できるという仕組みであり、本来なら無効となる不当解雇や雇止めを容認・合法化するものである。政府は、導入の目的を、金銭支払いを求める権利を労働者に与えるためとしているが、現状でも金銭解決は行われており、新たな制度を設ける必要はない。

「解雇の金銭解決」制度の狙いは、「自己責任」を労働者に押し付け、本来企業が負うべきコストを削減しながら、必要ときにだけ労働力を確保し、都合よく退職に追い込むことを容易にするものであり、「解雇の金銭解決」制度の導入をやめること。

**(2) 退職強要をやめさせ、解雇規制法をつくること**

希望退職・転籍について、本人同意とその取消権、労働組合の関与などのルールを確立すること。労働基準監督署が、退職強要などを日常的に監視し、取り締まるようにすること。会社分割・企業譲渡における雇用と労働条件のルールをつくること。55歳一律転籍など、年齢による雇用契約の不利益変更や採用制限を禁止すること。事業所の閉鎖、移転、縮小の際に自治体と協議する仕組み（リストラ・アセスメント制度）をつくるこ

と。投資ファンド（資金運用組織）による企業買収、会社資産の売却が野放しになっていることにより、労働者が安易に解雇されるなど、深刻な事態が広がっている。ファンドが被買収企業の労働条件を実質的に決定している場合には、労働者・労働組合との協議・交渉を義務づけるなど、法的規制をおこなうこと。

### **(3) 大規模な電機や自動車産業などでのリストラ、人権侵害をやめさせること**

東芝・日立・ルネサスなどによる「電機リストラ」は、この10年あまりで90万人という大規模な人減らしに発展し、非人道的な手法で労働者が追いつめられている。大企業は黒字であっても人減らしを強行し、しかも労働者一人ひとりを個別に攻撃するという新しいリストラが強行されている。やむを得ず一定の規模で退職を迫る場合は「大量雇用変動届け」や「再就職援助計画」の作成等を遵守させ公表すること。「追い出し部屋」などの人権侵害及び退職強要を直ちにやめさせること。

### **(4) 高年齢者の労働条件と権利を守ること**

高年齢者雇用安定法は、65歳未満の定年を禁じ、65歳までの雇用を企業に義務づけている。雇用延長措置をとる企業（300人以上）は、ほぼ100%になっている。しかし、「心身の故障」「勤務不良」などの場合、継続雇用をしなくてもよいという抜け道が残されており、希望者全員が継続雇用されない状況が生まれている。また、多くの場合、雇用延長しても賃金が定年時よりも格段に低く抑えられているのが実態である。

日立などの大企業では、70歳までの雇用延長を希望しているのに雇用されないという実態が広がっている。高齢者雇用延長制度については法律を改正し、希望者全員を採用させること。アメリカやヨーロッパのように、年齢を理由とする雇用・賃金などの労働条件差別を禁止すること。退職金の後払いである企業年金の一方的な切り下げを許さず、受給権を守ること。

## **5 「成果強要」「解雇自由」に道を開く「ジョブ型雇用」をやめる**

「ジョブ型雇用」が大企業などで導入され、その拡大が狙われている。「成果強要」「解雇自由」に道を開く「ジョブ型雇用」をやめること。

## **6 エssenシャル・ワーカーの待遇を改善する**

ケア労働は低賃金と人手不足、長時間労働に置かれ、コロナ禍で人手不足は危機的状況に陥っている。政府はこれまでの医療・社会保障分野の改悪・切り捨てから抜本的拡充へと政策を転換し、政府の責任でケア労働者の労働条件と人手不足を改善し、「ケアに手厚い社会」をつくること。

すべてのケア労働者を対象にした大幅賃上げをおこなうための施策を政府が講じるとともに診療報酬の見直しを進めて医療労働者の待遇の抜本的改善を行うこと。

政府がエssenシャル・ワーカーの労働条件改善を社会的課題として位置づけ、最賃の大幅引き上げをはじめ、賃上げと安定した雇用の拡大に取り組むこと。

## 7 ハラスメントを法律で禁止し、働くすべての人を保護の対象にする

## 8 ジェンダー平等を促進し、同一価値労働同一賃金を実現する

- (1) 男女の賃金格差を是正し、同一価値労働同一賃金・均等待遇を実現すること
- (2) すべての間接差別を禁止すること

「男性は総合職・女性は一般職」などの間接差別の実態について調査し、改善・指導すること。

- (3) 男女ともに長時間労働を是正し、仕事と家庭生活が両立できる社会をつくること

## 9 国と地方の労働行政を強化する

労働基準監督署の体制強化や相談窓口の拡充などをはかるため、労働基準監督行政の民間委託をやめ、労働監督官数は、ILO 基準（「先進国」の場合、1万人の労働者ごとに1人の配置）にそって、政府の責任で大幅に増やすこと。

職業訓練の充実や再就職支援、労働者の権利と雇用主の義務を知らせる広報・啓蒙活動を強化するため、ハローワークの窓口担当者が臨時・非正規という現状を是正し、ハローワークの体制を抜本的に拡充すること。

労働委員会の機能を民主化、強化し、個別労働紛争解決制度の拡充をすすめること。

「ワークルール教育推進法」を制定し、学校・職場・地域などで労働者の権利をしっかりと教えるようにすること。

## 10 その他の項目

- (1) JFE スチールの大規模リストラに対して責任を持って対応をすること

川崎市の大企業である JFE スチールが高炉を休止して1年が経過し、労働者・市民の運動の広がりの中で立ち上げられた「関連行政機関連携本部」の役割が問われている。

「連携本部」として、社員 1200 人、関連下請け従業員約 2000 人の就労・再就職の状況、関連下請け事業者 183 社の実態を報告させ発表すること。

「連携本部」として実態を把握し、必要な支援を継続しておこない、最後の一人まで就労・再就職できるまで「連携本部」の役割を果たすこと。

以 上

国土交通大臣            中野 洋昌 殿  
内閣府特命担当大臣    坂井 学 殿  
環境大臣                浅尾 慶一郎 殿

## 2025 年度政府予算に関する要望書

2024 年 11 月 27 日  
日本共産党神奈川県委員会  
委員長 藤原 正明

2025 年度政府予算に対し、以下のとおり要望いたします。

### 【津波対策】

1. 津波の迅速な察知と伝達の体制を充実させるため、東京湾・相模湾沖での沖合津波観測設備の充実を図り、多種多様な沖合観測網の整備と活用を進めること。〔県〕
2. 津波避難タワーの設置を強く求める。〔茅ヶ崎〕

### 【土砂・急傾斜地対策】

1. 神奈川県において 2023 年度末の人家 5 戸以上の要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域は 4,900 カ所あり、うち整備箇所は 1,500 カ所と 30%に留まる。急傾斜地崩壊危険区域のうち、指定数は 1,638 カ所、未指定は 3,262 カ所にのぼる。近年の激甚災害に対応するためにも、土石流・地滑りの防止、急傾斜地対策など、土砂災害防止施設の整備は喫緊の課題となっている。国は予算措置や補助事業を拡充・創設し、こうした都道府県の整備事業を支援すること。〔県〕
2. 横浜市内には、命の危険があり、早急な対策が必要な崖地が 1,364 か所存在（2024 年 8 月現在）しており、対策を自治体まかせにせず、具体的な対策が進むよう自治体への財政支援を行うこと。〔横浜〕

### 【液状化対策】

1. 地震時に液状化被害が発生する恐れのある宅地等について、宅地建物取引業法の重要事項説明に液状化被害の恐れのある土地の説明を規定するよう、所要の措置を講じること。また、土地売買の際の説明事項とすること。〔県〕

### 【河川治水対策】

1. 近年の台風や集中豪雨等による河川の氾濫、溢水が多発しており、早急な河川改修や整備が求められている。神奈川県が 2010 年に策定した新セイフティリバー計画は 30 年間の目標を定めているが、想定時間降雨 60mm を超える降雨量が見られる中、計画を

前倒しで進める必要が生じており、神奈川県が整備計画の着実な推進と前倒し実施を図れるよう、国は財源確保に向けた支援を強めること。〔県〕

2. 多摩川の川崎市側の堤防を強化し、越水や決壊を防ぐこと。〔川崎〕
3. 多摩川緊急治水対策プロジェクトで計画している河道掘削をすぐに完了させること。〔川崎〕
4. JR 京浜東北線が多摩川を渡る川崎側の堤防は低いままになっており、ここからの越水は川崎市中枢に甚大な被害を与える。ただちに改善すること。〔川崎〕
5. 相模川左岸(茅ヶ崎側)中島地区の堤防の整備について、一刻も早い完了を強く求める。〔茅ヶ崎〕

#### 【災害時避難所】

1. 災害避難所不足の解消には市町村ごとの把握が必要であり、把握の過程で課題が明確になる。避難所の指定拡大を図り、設置場所の恒常的見直しを行い、「災害時における避難所等確保の支援に関する協定」の締結事業者を拡充する等が求められるため、国は財政措置を講じること。〔県〕
2. 自治体が設置している避難所（地域防災拠点）で人権が尊重され（スフィア基準を満たし）復興の活力を養える環境改善（TKB48 の確立やライフラインが切れても稼働する冷暖房整備）に向けて、国で財政支援を講ずること。〔横浜〕
3. 内閣府防災担当が作成した避難所運営ガイドラインをスフィア基準に準拠したものに速やかかつ全面的に改訂することを求める。〔茅ヶ崎〕

#### 【上下水道管更新・耐震化、民営化中止】

1. 能登半島地震の被災を教訓に、災害に強い水道管の整備が急がれる。水道管の交換に対する国の補助要件を緩和し、交付金を拡充すること。〔県〕
2. 水道事業や下水道事業にかかわる老朽管の更新・耐震化等への補助・財政支援措置を抜本的に拡充すること。〔横浜・川崎〕
3. 大規模地震に備えた水道施設の更新・耐震化への支援を行うこと。〔横浜〕
4. 世界的に再公営化が進んでいるいま、いまさらの上下水道の民営化をやめ、公共の責任を果たすこと。〔川崎〕
5. 上下水道の民営化のための調査費などへの補助はしないこと。〔川崎〕

#### 【リニア中央新幹線】

1. リニア中央新幹線の建設は、そもそも必要性がなく、自然環境や生活環境を破壊し、事業採算性の見通しが甘く、国民にサービス低下や税金投入などの負担を強いるものである。大量の電力を使うことから、省エネの動きに逆行する輸送手段であって、環境対策という観点からも、また外環道陥没空洞事故の教訓からも、さらに残土処理計

画の見直しの必要性からも、事業中止を決断することを求める。

①市街地の工事の場合、ルート上のボーリング調査が極めて少なく、事故発生の要因となっている。市街地であっても、「指針」にある「100m から 200m にか所」のルート上のボーリング調査を行わせること。

②川崎市民の水道水を運ぶ「第 2 導水ずい道」との交差部では、わずか 4 m 上をリニア新幹線工事が行われることになる。リニア工事が「導水ずい道」に影響を及ぼせば、取り返しのつかないことになる。「導水ずい道」に交差する工事は行わないこと。

### **【羽田新飛行ルート】**

1. B 滑走路離陸時の新ルートは住宅街の上空や石油コンビナート地帯上空を低空飛行し、落下物、墜落があった場合、大惨事につながる大変危険なルートである。また、騒音は毎月平均 80 dB を超えており、地域住民や石油コンビナート労働者から、「うるさい」「圧迫感がある」など中止を求める声が広がっている。こうした危険な新飛行ルートは中止をし、従来のルートに戻すことを求める。〔川崎〕
2. 市民への丁寧な説明をするために教室型説明会を開催すること。この間オープン型説明会は行われてきたが、教室型説明会は、2016 年 7 月 15 日「情報提供の場」（於：殿町小）以来行われていない。それ以来、住民からは、直接国から説明を聞き、意見交換や質問項目を共有できる場としての教室型説明会を開催して欲しいとの声が寄せられてきた。市民からの要望を受け止め教室型説明会の開催を求める。〔川崎〕
3. 航空機事故の被害想定に必要な調査の実施について。羽田新飛行ルートは石油コンビナート上空を低空飛行するため落下物や墜落事故が起きた場合、川崎区全域、幸区の一部にまで被害が及ぶことが予想され、きわめて深刻な事態になる。しかし、コンビナートでの航空機事故に関わる被害想定について地震時の被害想定を適用しており実情に即していない。能登半島地震など自然災害の対応や備えも被害想定をたて防災計画に反映させるかが、いかに大切かが明らかになっている。国の責任で県とも連携しコンビナート上空で事故が起こった際の被害想定を確認するための必要な調査の実施を要望する。その結果を踏まえ、川崎市地域防災計画を改定すべきことを要望します。〔川崎〕
4. 「羽田空港飛行経路の騒音に係る環境基準の類型を当てはまる地域の指定(案)」について。国が定めた航空機騒音の環境基準「羽田空港飛行経路の騒音に係る環境基準の類型を当てはまる地域の指定(案)」が川崎市で初めて示された。類型Ⅱとし基準値は 62 dB 以下とのこと。ルート直下付近は瞬間時 90 デシベル、80 デシベルの騒音があり子どもから大人まで、もう限界だの声が届いている。また南風時の 15 時から 19 時のうち 3 時間の飛行のため夜間の重みづけの適用もない地域のため基準値を 62 dB とする環境基準自体が地域の実情にあっていない。地域の実情に即し基準値の見直しを行うこと。住民からの要望があった場合、住民説明会を行い丁寧に対応すること。〔川崎〕

### 【地域公共交通】

1. 都市部での交通不便エリアにおいて住民全体で運行する地域公共交通事業への補助金制度を創設すること。〔横浜〕
2. バスの運転手不足で地方公共交通に大きな影響が出ている。国として、運転手確保のために財政的な支援を行ってほしい。〔箱根〕

### 【駅の無人化対策、バリアフリー化、ホームドア】

1. 各鉄道会社は駅の無人化や窓口無人化を進めており、駅員と連絡を取るにはモニターホンで駅員を呼び出さなければならないなど、特に障害者や高齢者などは大変な不便を強いられている。駅の安心・安全を守るため、国は有人化を図るよう各鉄道各社と関係機関に働きかけること。また、駅の無人化計画を撤回するよう求めること。〔県〕
2. 障害者や高齢者が駅構内を安全に移動し、電車への乗降を安全に確実に、乗り換えなどの際には必要な援助ができるよう、国は十分な人員配置を各鉄道会社と関係機関に求めること。〔県〕
3. 列車の運行時には、ワンマン運転ではなく列車に車掌1名を配置するよう、国は各鉄道会社と関係機関に働きかけること。〔県〕
4. 視覚障害者は双方向式自動改札で衝突することが多く、国は有人改札に誘導する点状ブロックの設置を各鉄道会社と連携して進めること。〔県〕
5. 障害者や高齢者などが安心して外出できるよう、国はホームドアの早期設置を各鉄道会社に強く働きかけること。また、ホームドア設置までの間、むしろ危険とされる固定柵で代用せず、ホームに内方線ブロックを施設するよう、各鉄道会社に強く求めること。〔県〕
6. 駅のバリアフリー化、ホームドア未設置駅の解消は、現計画を前倒し執行など、更なる加速化をはかること。〔横浜〕
7. 京急弘明寺駅・京急井土ヶ谷駅にホームドアを設置すること。昨年、弘明寺駅は2024年3月までには着工との回答をいただいたが着工していない。今後この2駅のホームドア設置の進捗状況について回答を求める。〔横浜〕
8. JR東日本に対し、茅ヶ崎駅東海道線ホームドアの早期設置を働き掛けることを求める。また、同ホームの拡幅、東海道貨物線の活用による上下線ホームの分離について検討を働き掛けることを合わせて求める。〔茅ヶ崎〕

### 【開発許可制度・市街地再開発・土地区画整理事業】

1. 里山や斜面緑地などの開発を抑制するため、緑地の公有化や開発に関する指導指針の改定を行うなど、貴重な自然を守る施策が求められている。また、現行の都市計画法の開発許可制度は、良好な宅地水準の確保及び立地の適正化を図ることが目的であって、里山や緑地保全の観点がない。自然保護の観点から一定の制限を伴った開発許可

制度とするよう、国は必要な法整備を図ること。〔県〕

2. 特定の開発事業者が主に進める市街地再開発事業や土地区画整理事業への国・自治体補助金のあり方は、補助率の大幅な引き下げなど抜本的に見直すこと。〔横浜〕

### 【高齢者住宅・公営住宅】

1. 神奈川県内にも福島原発事故被災者や能登半島地震被災者など他県からの被災者が居住しており、長期無償の住宅提供を保障する必要がある。こうした被災世帯への家賃減免を行えるよう、国は新たな立法措置を図ること。〔県〕
2. 高齢者が安心して住み続けられる賃貸住宅を増設すること。高齢者でも既存の賃貸住宅に無理なく入居できるよう、支援すること。高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助は、最長 40 年間できることを自治体に改めて通知すること。〔川崎〕
3. 公営住宅が全く足りない。公営住宅を増設するよう、補助金を充実すること。〔川崎〕

### 【国際園芸博覧会】

1. 2027 年の国際園芸博覧会については、有料入場者数を半年で 1000 万人と想定しているが、無理な輸送計画となり、物価高騰の影響で会場費や運営費が膨らむことが想定されることから、地域に迷惑をかけない現実的な来場者目標を設定し、計画全体を縮小する見直しを行うこと。また、国際園芸博覧会は国家プロジェクトであることから、運営費においては、赤字が生じた場合は、横浜市民、神奈川県民が負担を被ることがないように、全額国が責任を負うこと。〔横浜〕

### 【観光地対策】

1. 全域がほぼ自然公園である箱根町には、豊かな緑や素晴らしい自然景観、そして、21 湯と言われる豊富な温泉を求めて 2023 年度は 2,000 万近い観光客が訪れ、国民の健康増進を図るための役割を發揮している。しかし、その為に定住人口をはるかに超える観光客のごみ処理、消防、下水道処理等に多大な町財政への負担が生じている。このことから、訪れる人がいつ来ても同じ環境で保養ができるように、観光地の負担軽減と維持発展のために対策を講じていただきたい。〔箱根〕
2. 山岳地帯の箱根町ではバスが住民の大事な移動手段となっているが、運賃に観光割増料金が 30% 上乘せされている。暮らしを守ると同時に、公共交通を維持していくためにも、観光客ではない住民から観光割増料金を徴収しないよう、国が観光割増料金の肩代わりをしていただきたい。〔箱根〕

### 【IR 関連法廃止】

1. 横浜市ではカジノを含む統合型リゾート施設の誘致は撤回されたが、まちづくりや自治体財政をギャンブルに依存する発想自体が問題であり、国は横浜市民の判断を尊重

し IR 関連法を廃止すること。また、ギャンブル依存症や生活破壊など、若者を含めオンラインカジノによる深刻な被害が急増している。国はオンラインカジノを解禁しないこと。また、効果的方法で違法賭博であることを周知徹底するとともに、被害防止に向けた実効性ある規制を実施すること。〔県〕

#### 【アスベスト対策】

1. アスベスト含有建物の事前調査や除去工事費用は多額になるため、国は解体工事等に関わる補助制度の創設や支援の強化を図ること。〔県〕
2. アスベスト含有の建築物の解体、改修への調査の補助金を充実させること。〔横須賀〕

以 上